【第１版】

# 臼杵市業務継続計画

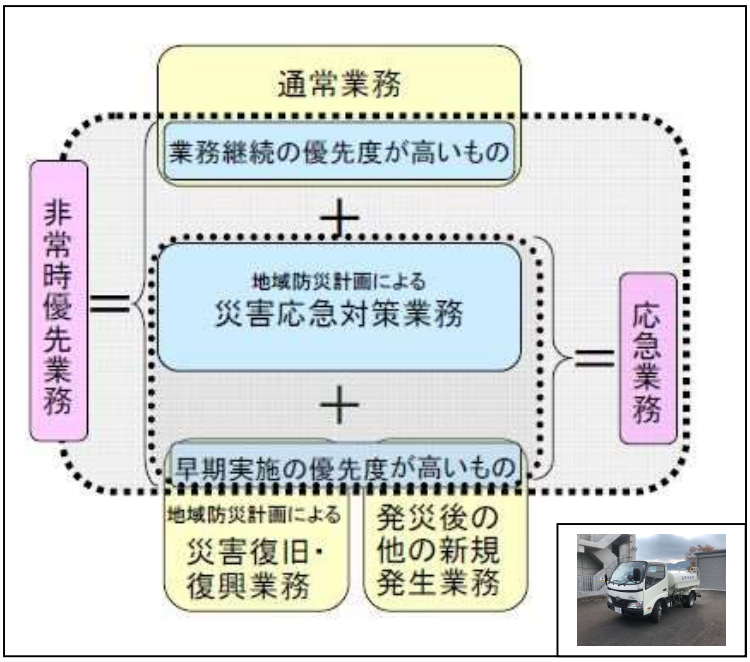


平成３１年（２０１９年）１月

臼　杵　市

# ：：：：：：：：：：目　　次：：：：：：：：：：


**第 １節　業務継続計画（地震・津波災害）の基本的考え方……1**
１計画の趣旨
２業務継続計画の概要
３業務継続計画と地域防災計画との関係

**第 ２節　被害状況の想定……5**
１想定災害
２被害状況の想定

**第 ３節　臼杵市業務継続計画の基本方針……7**
１計画の基本方針（ＢＣＰの目標）
２計画の構成
３計画の対象
４計画の発動

**第 ４節　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制……8**
１指揮命令系統の確立
２職員の確保

**第 ５節　臼杵庁舎等の施設が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定　……15**
１臼杵庁舎について
２臼杵庁舎等の現状把握
３代替庁舎の選定
４復旧・復興業務時の執務室等の確保

**第 ６節　電気、水道、食料等の確保……19**
１電力
２水道及び食料
３トイレ及び消耗品
４公用車

**第 ７節　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保……24**
１固定電話の現状
２公用携帯電話の現状
３衛星携帯電話の現状
４移動系無線機の現状
５防災行政無線の現状
６特殊公衆電話の現状
７今後の対応

**第 ８節　重要な行政データのバックアップ……27**
１主な行政データ
２現状
３課題
４対応策

**第 ９節　非常時優先業務の整理……34**
１対象期間
２対象業務の範囲
３非常時優先業務の選定及び基準

**第 10 節　業務継続体制の向上……39**
１教育・訓練
２計画の点検・見直し

**資料編 ……別冊**

# 第１節　業務継続計画（地震・津波災害）の基本的考え方

## １　計画の趣旨

大規模地震やこれに伴う津波が発生した際の緊急時には、災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に各課、各対策班の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることにより、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資するため、平成２６年に臼杵市では業務継続計画を策定した。

その後、平成３０年に、「臼杵庁舎は、現庁舎を引き続き利用することを基本に津波浸水被災時には、既存公共施設を活用することとして、対策を講じる。」方針とした。

そこで今回、この方針を基に、臼杵庁舎及びその周辺の公共施設の機能が完全停止（最悪のケース）し、業務遂行が困難になった場合を想定した業務継続計画に改定するものである。

なお、この計画書にある施設や場所等が、被災し機能しないこともあるので、発災後は、使用可能な施設や場所等で臨機応変に対応するものである。

## ２　業務継続計画の概要

### （１）業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

### （２）業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（図 1-1）、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

写真提供：神戸市

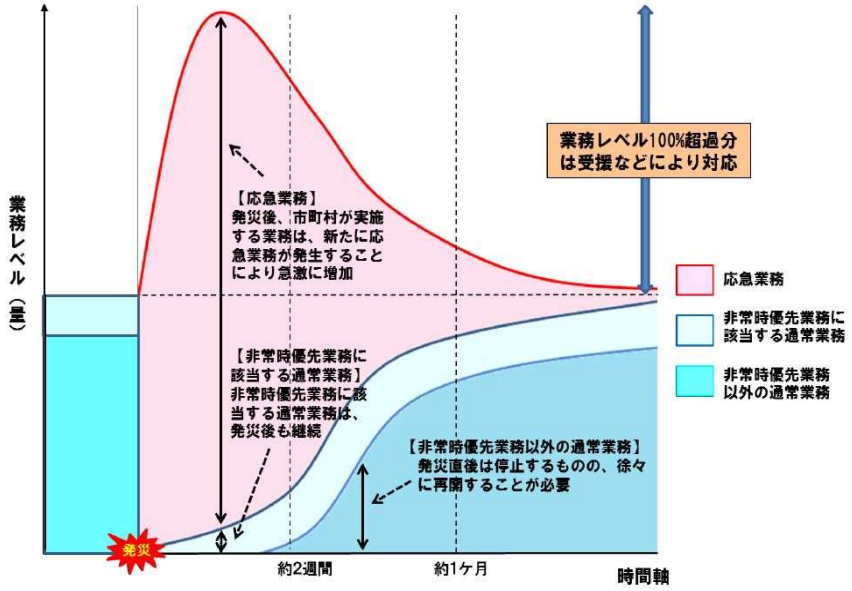


図 1-1　発災後に市町村が実施する業務の推移

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）・H28.2

業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる(図 1-2)。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

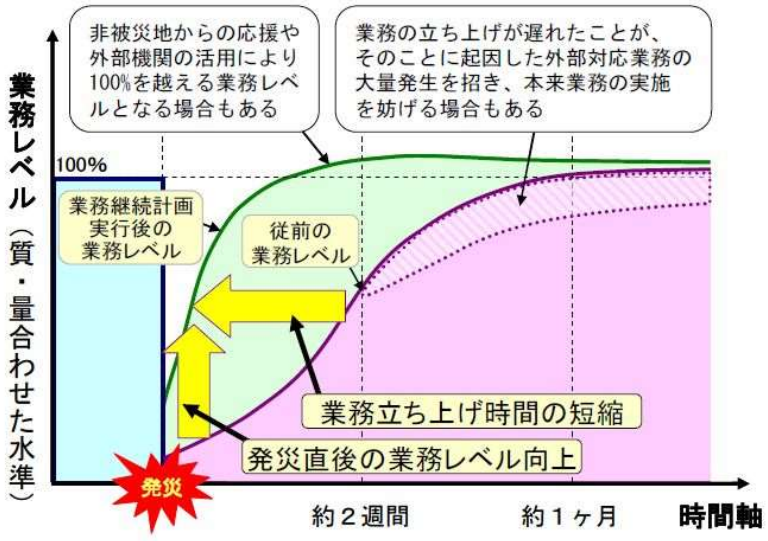


図 1-2　業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）・H28.2

### （３）非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる（図 1-3）。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源（以下「必要資源」という。）を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

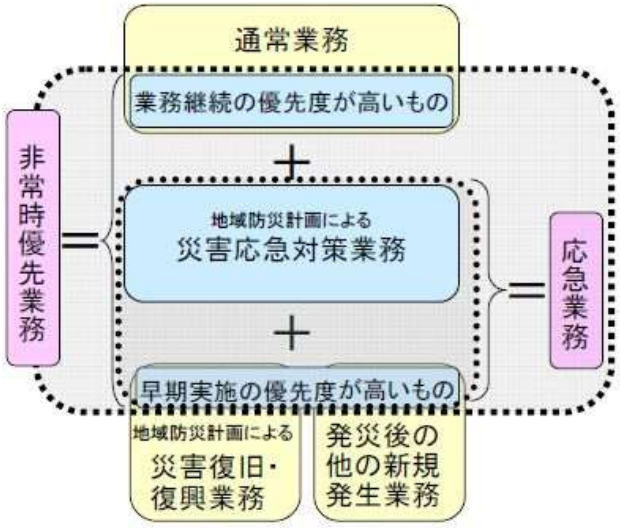


図 1-3　非常時優先業務のイメージ

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）・H28.2

## ３　業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 63 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

また、地方公共団体は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているところであるが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれている。しかしながら、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではない。

業務継続計画では、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務の継続が遂行できる体制等を事前に定めるものであり、災害発生時に、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持・回復を図るためには、地域防災計画に定められた災害応急対応だけでなく、戸籍や福祉などの通常業務の一部も継続するとともに、災害発生直後から行政機能の速やかな回復を図っていく必要がある。

すなわち、業務継続計画は地域防災計画を補完するものであり、業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると以下のようになる。

地域防災計画と業務継続計画と関係（内容の主な相違点）

| | 地域防災計画 | 業務継続計画 |
|---|---|---|
| 計画の主旨 | 災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。 | 発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。 |
| 行政の被災 | 行政の被災は必ずしも想定する必要はない。 | 行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。 |
| 対象業務 | 災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。 | 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。 |
| 業務開始目標時間 | 業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。 | 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。 |
| 業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保 | 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。 | 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。 |

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）・H28.2

# 第２節　被害状況の想定

## １　想定災害

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。このため、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進する。

ここで、南海トラフ巨大地震津波（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大：平成 24 年 8 月 29 日に内閣府が公表したモデルケース 11）では、臼杵市において最大震度 6 強が想定され、最大津波高 5.75ｍが想定されている。

### （１）津波高

| 市町村 | 地点名 | 南海トラフ巨大地震 (2012)閣府モデルケース 11) | | | 別府湾の地震 (慶長豊後型地震) | | | 周防灘断層群(主部) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 最大津波高 (地殻変動前) ① (T.P.m) | 地殻変動量 ② (m) | 最大津波高 (地殻変動後) ③(①－②) (m) | 最大津波高 (地殻変動前) ④ (T.P.m) | 地殻変動量 ⑤ (m) | 最大津波高 (地殻変動後) ⑥(④－⑤) (m) | 最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T.P.m) | 地殻変動量 ⑧ (m) | 最大津波高 (地殻変動後) ⑨(⑦－⑧) (m) |
| 臼杵市 | 深江泊ケ内 | 3.55 | △0.71 | 4.26 | 1.65 | △0.05 | 1.70 | 1.11 | △0.01 | 1.12 |
| | 臼杵川河口 | 5.12 | △0.63 | 5.75 | 2.06 | △0.11 | 2.17 | 1.24 | △0.01 | 1.25 |

### （２）津波到達時間

| 市町村 | 地点 | 南海トラフ巨大地震 (2012)閣府モデルケース 11) | | 別府湾の地震 (慶長豊後型地震) | | 周防灘断層群(主部) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1m津波高 | 最大津波高 | 1m津波高 | 最大津波高 | 1m津波高 | 最大津波高 |
| 臼杵市 | 深江泊ケ内 | 51 分 | 1時間 6 分 | － | 1時間 29 分 | － | 2 時間 13 分 |
| | 臼杵川河口 | 58 分 | 1時間 5 分 | 2 時間 15 分 | 2 時間 16 分 | － | 2 時間 20 分 |

### （３）防災対策の基準

| 市町村名 | 対象地震 | 対象地域 | 水平避難 | | 垂直避難 | | 【参考】平成 23 年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 市町村 | 県 (堤防が機能しない場合) | 市町村 | 県 (最大浸水深) (m) | |
| 臼杵市 | 南海トラフ | (海抜 10m 以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南津留地区、上北地区、下北地区、海辺地区、下ノ江地区、佐志生地区 | 海抜 10m 以上 | 「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図(確定値)」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。 | 海抜 10m 以上 | 深江地区 海抜 5m 以上 臼杵川河口 海抜 6m 以上 | 海抜 10m 以上 |

※　津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（原則として、堤防が機能しないとした場合の３つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）として設定。（※「大分県地域防災計画」（大分県 H29.6））

## ２　被害状況の想定

### （１）本市全体の被害状況の想定

「大分県地震津波被害想定調査」（平成 24 年度）に基づき被害の概況は、次表のとおりとする。

表　被害の概要

| 項　目 | | 本市の被害の概況等 | |
|---|---|---|---|
| 建物被害 | 建物棟数 | 29,600 棟 | ・低地部を中心に、震度６強の揺れが発生するため、多くの建物被害が発生するとみられる。 |
| | うち木造 | 25,600 棟（84.5%） | |
| | 全壊棟数 | 4,440 棟（15.0%） | |
| | 半壊棟数 | 4,864 棟（16.4%） | |
| 火災被害 | 出火件数 | － | ・全般に木造家屋が密集しているため、延焼火災の危険性が懸念される。<br>・造船業が盛んで、係留船舶も多い。LP ガスや車両の流失に伴う津波火災の危険が懸念される。 |
| | 消火件数 | － | |
| | 残火災件数 | － | |
| | 消失棟数 | － | |
| 人的被害 | 死者数 | 3,968 人 | ・発災直後、市中心部周辺は、交通渋滞の発生が想定され、避難の遅れが懸念される。<br>・多数の負傷者や避難者が発生するとみられる。 |
| | 負傷者数 | 514 人 | |
| | 避難者数 | 10,289 人 | |
| 道路被害 | | ・震度６強のエリアを中心に通行障害が発生する可能性がある（自動車による参集はできない）。<br>・山間部や沿岸部の道路が通行困難になり孤立地域が発生する可能性がある。 | |
| 鉄道被害 | | ・災害後長期にわたり、利用困難となることが想定される。 | |
| 港湾施設被害 | | ・災害後長期にわたり、利用困難となる可能性がある。 | |
| ライフライン被害 | 電力 | ・市内各所で停電が発生する。中心部では、信号機能停止に伴う交通渋滞による避難の遅れが懸念される。<br>・広域災害のため、停電が１ヶ月以上続く可能性がある。 | |
| | LP ガス | ・LP ガスの流失に伴う津波火災の危険が懸念される。<br>・LP ガスの供給施設が被災する可能性が高いので、長期にわたり供給体制が整わない可能性がある。 | |
| | 上水道 | ・上水道施設が被災し、復旧は長期化する可能性が高い。 | |
| | 下水道 | ・処理場の機能停止が想定され、復旧は長期化する可能性が高い。 | |
| | 電話 | ・回線の輻輳が１週間程度続く可能性がある。 | |
| 長期的住機能支障 | | ・仮設住宅建設用地の確保に課題がある。 | |
| 仮設トイレ需要量 | | 6,617 人（66 基） | ・し尿収集車が被災し、収集業務に支障をきたすことが想定される。<br>・供給体制の確立。 |
| 震災廃棄物 | | 293,961 トン | ・一次集積場所等の確保。 |

※「臼杵市地域防災計画」等から

# 第３節　臼杵市業務継続計画の基本方針

## １　計画の基本方針（BCP の目標）

臼杵市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、地震・津波災害時において、臼杵庁舎及び周辺の施設（以下、「臼杵庁舎等の施設」という。）が使用できなくなった際における本市の業務執行の基本方針を、次のとおりとする。

### （１）市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）

地震・津波災害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

### （２）非常時優先業務を実施するための体制を確立する

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

### （３）非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する

人材・施設・資器材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

## ２　計画の構成

本計画では、業務継続計画に必要な６要素（首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、臼杵庁舎等の施設が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理）についての計画構成とする。

## ３　計画の対象

本計画の対象は、本市が実施する業務全般とする。

## ４　計画の発動

災害対策本部長（市長：以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画を発動する。

# 第４節　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。

・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。

・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。

## １　指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張あるいは被災により業務に従事できない、参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ権限委任の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

### （１）指揮命令系統の確立方法

① 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。

② 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わないものとする。

③ 責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

### （２）権限委任順位

市長は、災害対策本部長であるため、「臼杵市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」の規定に従い、災害応急対策の指揮・命令を行うが、市長が不在の場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

**市長（副市長）の権限委任順位**

| | 第１順位 | 第２順位 | 第３順位 |
|---|---|---|---|
| 市長 | 副市長 | 教育長 | 市長特命理事 |

※第４順位者以下については、臼杵市地域防災計画参照のこと

通常業務の継続に係る市長その他の執行機関の長の職務代理については、地方自治法第 152 条及び臼杵市長の職務を代理する職員を定める規則（平成 17 年 1 月 1 日規則第 11 号）並びに臼杵市事務決裁規程（平成 17 年 1 月 1 日訓令第 21 号）など各執行機関が定めた規程に準拠することを基本とする。

ただし、災害時の特殊性を勘案し、円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各部署において、以下の検討を行うものとする。

### ３）各部署検討事項（必要に応じて定める事項）

① 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長代理以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。

② 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。

③ 責任者が有する全ての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。

④ 同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

## ２　職員の確保

### （１）勤務時間中における職員の避難

勤務時間中に発災した場合には、職員は速やかに命を守る行動をとり、次のとおり各部署によって職員の定められた行動をとるものとする。

臼杵庁舎への来庁者が負傷し、臼杵公園に避難することができないと判断した場合は、管理職が垂直避難するために必要な最低限の職員を介助者として指名し、負傷者と伴に屋上に避難する。（概ね、負傷者１人に対し介助者２名とし、管理職については、最低２名は介助者とは別に屋上に避難する。）

勤務時間中、職員の定められた行動（発災～1時間）

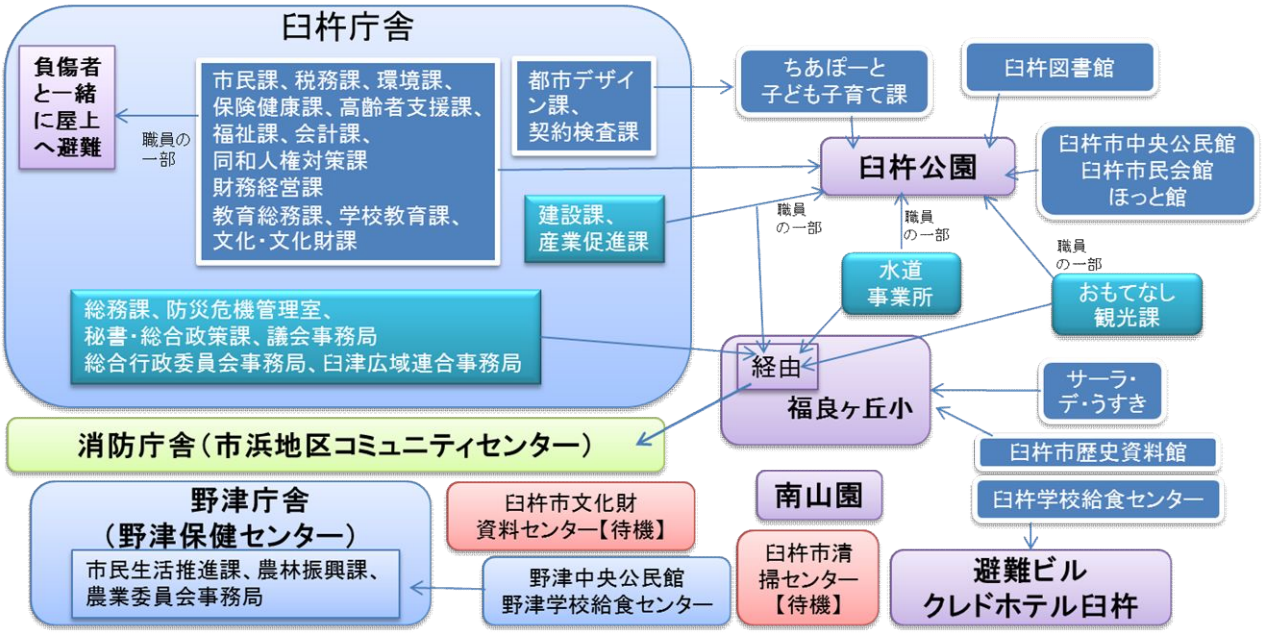

**職員の定められた行動**

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">発災から1時間以内</th><th colspan="3">津波警報解除</th><th></th><th>業務開始施設</th></tr>
<tr><td>市民課</td><td rowspan="12">負傷者がいた場合、職員の一部は臼杵庁舎の屋上に垂直避難</td><td rowspan="12">来客者と一緒に臼杵公園へ避難</td><td rowspan="2">臼杵公園から臼杵庁舎に戻り、施設の使用可否の判断（1/3）</td><td rowspan="2">臼杵公園で避難者対応（1/3）</td><td rowspan="2">臼杵公園から消防庁舎へ移動（1/3）</td><td rowspan="20">施設の使用可否の判断後、正規職員は、消防庁舎へ移動</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>同和人権対策課</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>税務課</td><td colspan="3" rowspan="2">臼杵公園から市民会館、歴史資料館に行き、施設の使用可否の判断</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>環境課</td><td>臼杵清掃センター</td></tr>
<tr><td>高齢者支援課</td><td colspan="3" rowspan="2">臼杵公園から市民会館、歴史資料館に行き、施設の使用可否の判断</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>保険健康課</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>福祉課</td><td colspan="3" rowspan="2">臼杵公園から市民会館、歴史資料館に行き、施設の使用可否の判断</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>会計課</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>財務経営課</td><td colspan="3" rowspan="2">臼杵公園から市民会館、歴史資料館に行き、施設の使用可否の判断</td><td>消防庁舎</td></tr>
<tr><td>教育総務課</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td colspan="3" rowspan="2">臼杵公園から市民会館、歴史資料館に行き、施設の使用可否の判断</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>文化・文化財課</td><td>臼杵市文化財管理センター</td></tr>
<tr><td>臼杵市中央公民館</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">臼杵地域所管施設、ほっと館の使用可否の判断（1/3）</td><td colspan="2" rowspan="2">諏訪山体育館に行き、避難者の対応並びに防災倉庫の管理（2/3）</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>臼杵図書館</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>ほっと館</td><td colspan="3" rowspan="3">施設に戻り、施設の使用可否の判断</td><td>**********</td></tr>
<tr><td>臼杵市民会館</td><td>**********</td></tr>
<tr><td>サーラ・デ・うすき</td><td colspan="2">福良ヶ丘小へ</td><td>**********</td></tr>
<tr><td>子ども子育て課</td><td rowspan="3">ちあぽーと経由</td><td rowspan="3">来客者と一緒に臼杵公園へ避難</td><td rowspan="3">庁舎に戻り、施設の使用可否の判断（1/3）</td><td rowspan="3">消防庁舎へ移動（2/3）</td><td>市浜地区コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>都市デザイン課</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>契約検査課</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td rowspan="4">一部の職員</td><td rowspan="10"></td><td rowspan="4">各施設に戻り、施設の使用可否の判断（一部の職員）</td><td rowspan="10">消防庁舎で災害対応従事中</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>産業促進課</td><td>ほんまもんの里農業推進センター</td></tr>
<tr><td>おもてなし観光課</td><td>ほんまもんの里農業推進センター</td></tr>
<tr><td>上下水道管理・工務課</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>秘書・総合政策課</td><td colspan="2" rowspan="7">柳原線、福良小経由消防庁舎へ</td><td>消防庁舎</td></tr>
<tr><td>総務課</td><td>消防庁舎</td></tr>
<tr><td>防災危機管理室</td><td>消防庁舎</td></tr>
<tr><td>議会事務局</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>総合行政委員会事務局</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>臼津広域連合事務局</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>臼杵学校給食センター</td><td colspan="2">避難ビルへ（クレドホテル臼杵）</td><td>施設の使用可否の判断</td><td>南山園と福良小に分かれて避難者への対応</td><td></td><td>野津学校給食センター</td></tr>
<tr><td>臼杵市歴史資料館</td><td colspan="2">福良ヶ丘小へ</td><td colspan="3">施設に戻り、施設の使用可否の判断</td><td></td><td>**********</td></tr>
<tr><td>消防本部</td><td colspan="5">消防活動に従事</td><td></td><td>消防庁舎</td></tr>
<tr><td>臼杵市文化財管理センター</td><td colspan="2" rowspan="2">待機</td><td colspan="3" rowspan="2">災害対策本部からの指示を待つ</td><td rowspan="2"></td><td>臼杵市文化財管理センター</td></tr>
<tr><td>臼杵市清掃センター</td><td>臼杵市清掃センター</td></tr>
<tr><td>市民生活推進課</td><td colspan="5" rowspan="5">野津庁舎で行う具体的な行動に着手<br>（勤務時間外で参集した場所で行う具体的な行動）<br>※野津庁舎が被災して立ち入ることが出来ない場合は、野津中央公民館へ</td><td rowspan="5"></td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>農林振興課</td><td>野津保健センター</td></tr>
<tr><td>農業委員会事務局</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>野津中央公民館</td><td rowspan="2">野津庁舎へ</td><td>野津中央公民館</td></tr>
<tr><td>野津学校給食センター</td><td>野津学校給食センター</td></tr>
</table>

※勤務時間中、外出している場合には、次ページにある近くの**「職員が参集する場所」**に避難し、**「勤務時間外で参集した場所で行う具体的な行動」**を行う。

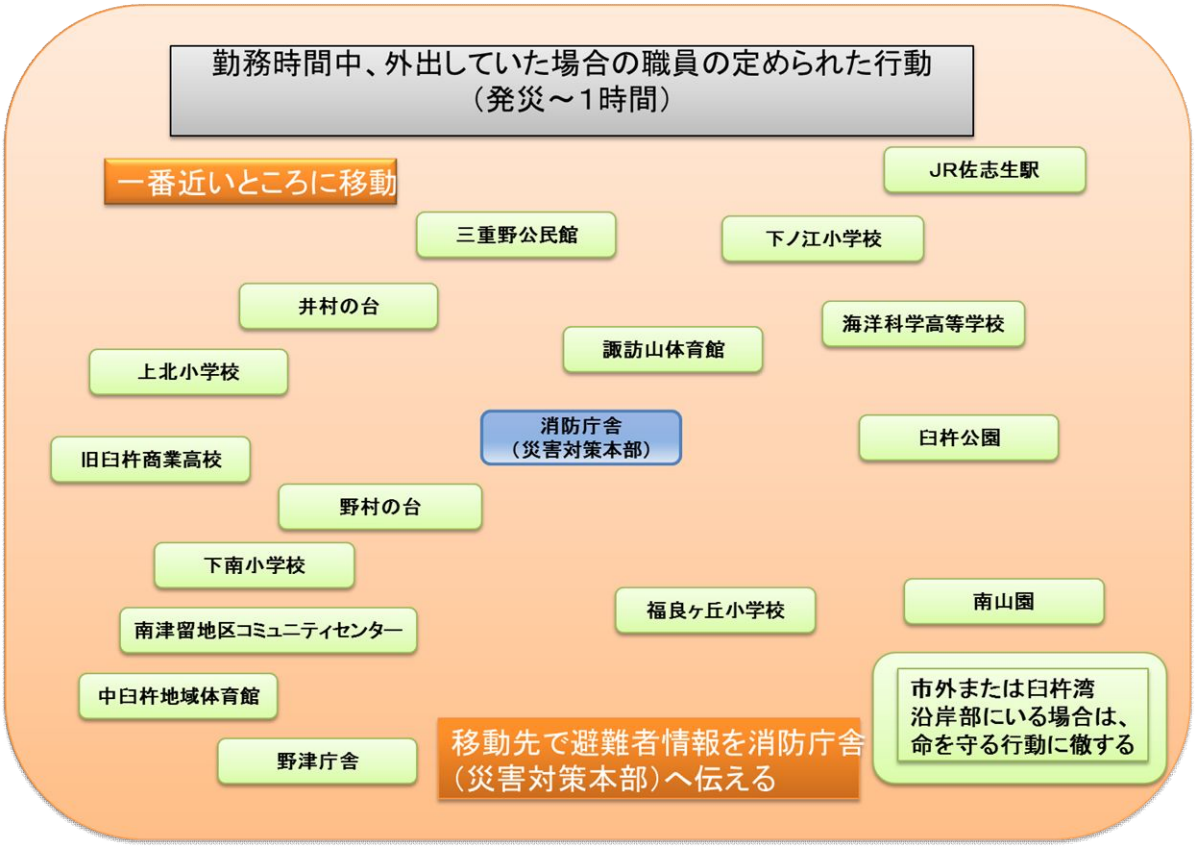


**（２）臼杵公園に避難する際の注意事項**

臼杵公園については、登り口を含む周囲が、土砂災害警戒区域に指定されている。震源地や震度によっては、土砂崩れが起こり、避難できないということもあり得るので、**その際には、道路幅がある柳原線方面に避難することも想定する。**

※文化財で修復した石垣について、基本的には伝統工法と成っているため、地震に対しての強度には不安がある。（鐙坂、今橋口、搦め手口）

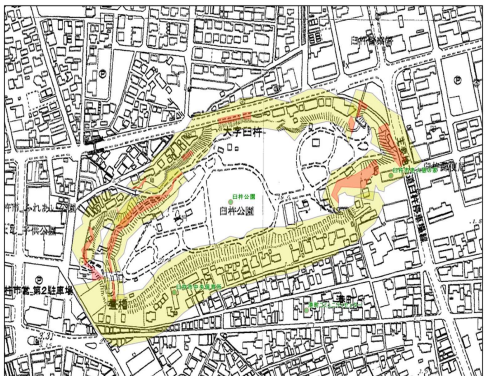

土砂災害警戒区域図

### （２）勤務時間外における職員の避難

勤務時間外に発災した際、災害の程度によっては、居住する地域毎に参集する場所を定めておき、それぞれの場所で、「参集した場所で行う具体的な行動」に着手する。

参集する場所

| | |
|---|---|
| 職員が参集する場所 | JR 佐志生駅、下ノ江小学校、三重野公民館、井村の台、上北小学校、海洋科学高校、諏訪山体育館、臼杵公園、南山園、福良ヶ丘小学校、野村の台（臼杵市消防団臼杵方面隊第７分団１部車庫前）、下南小学校、旧臼杵商業高校、南津留地区コミュニティセンター、中臼杵地域体育館、消防庁舎、野津庁舎 |
| ※市外居住者は、野津庁舎若しくは消防庁舎に参集 | |

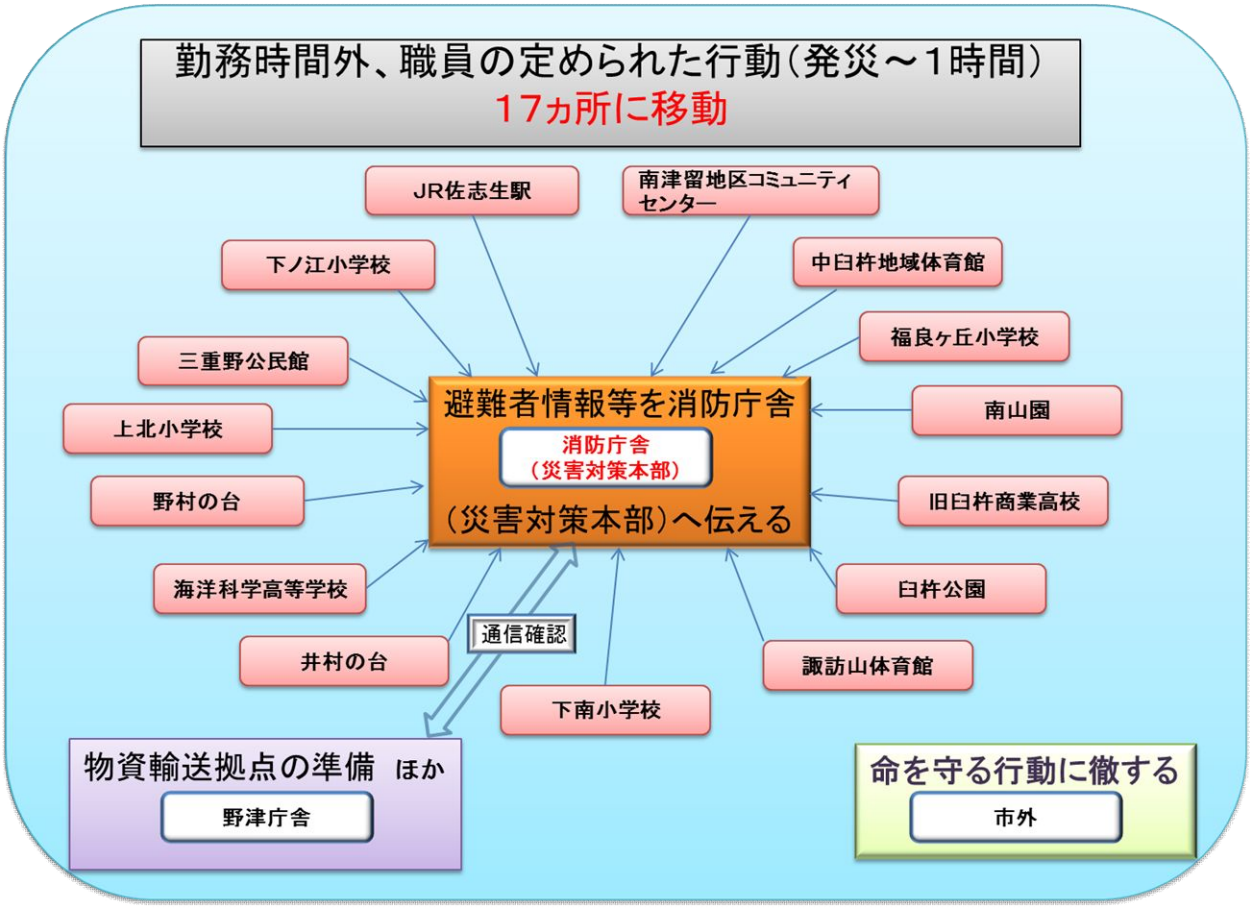

### （３）参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能かを確認する必要がある。

参集想定にあたっては「参集予測の考え方」に基づき参集できる職員を事前に把握する必要がある。

### （４）職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、地震が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、携帯メール（事前にメールアドレスをリスト化）等あらかじめ決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は主に次のとおりとする。

① 本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合は怪我の程度。入院の場合は入院先）
② 家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
③ 参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
④ 周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長若しくは職員が参集する場所における管理職は、職員の安否確認情報を集約し、本部へ報告するものとする。安否の確認が取れない職員については、携帯メール等により継続して連絡を取り続けるものとする。

参集予測の考え方

| | |
|---|---|
| 地震発生より<br>１時間後の参集 | ４km 圏内の職員の約６割が参集可能 |
| | （考え方）<br>毎時４km の速さの連続歩行で参集すると考え、４km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の１割が参集できない。また、職員の３割が救出・救助活動に従事。 |
| 地震発生より<br>３時間後の参集 | 12km 圏内の職員の約６割が参集可能 |
| | （考え方）<br>毎時４km の速さの連続歩行で参集すると考え、12km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の１割が参集できない。また、職員の３割が救出・救助活動に従事。 |
| 地震発生より<br>12 時間後の参集 | 20ｋｍ圏内の職員の約６割が参集可能 |
| | （考え方）<br>20km を越えると帰宅困難になるとの想定があることから、20km 圏内の職員が参集可能。しかし、３時間後の参集の考え方と同様の理由で４割が参集できない。 |
| 地震発生より<br>１～３日後の参集 | 20km 圏内の職員の約６割が参集可能 |
| | （考え方）<br>12 時間後と同じ考え方とする。 |
| 地震発生より<br>３日～１ヶ月後の参集 | 全職員の９割が参集可能 |
| | 地震の発生３日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20km を越える職員も徐々に参集可能。<br>１ヶ月後は、職員の死傷等により、１割が参集できない。<br>３日後から１ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。 |

※「国土交通省業務継続計画」（平成 19 年）

# 第５節　臼杵庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

臼杵庁舎等の施設が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。

・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。

## １　臼杵庁舎について

臼杵庁舎の「抜本的対策」について、方針決定の参考にするため、平成２９年度に幅広い市民の方々の意見を伺う「新臼杵庁舎を考える市民会議」を開催し、平成３０年４月に意見集約結果の報告を受け６月に、市長方針として『臼杵庁舎の移転や新築は行わず、現庁舎を引き続き利用することを基本とし、地震津波被災により現庁舎が使用できなくなった場合には、既存公共施設を活用する。』として、対策を講じるとした。

よって、被災後の庁舎についての基本的な動きは、以下のとおりとする。

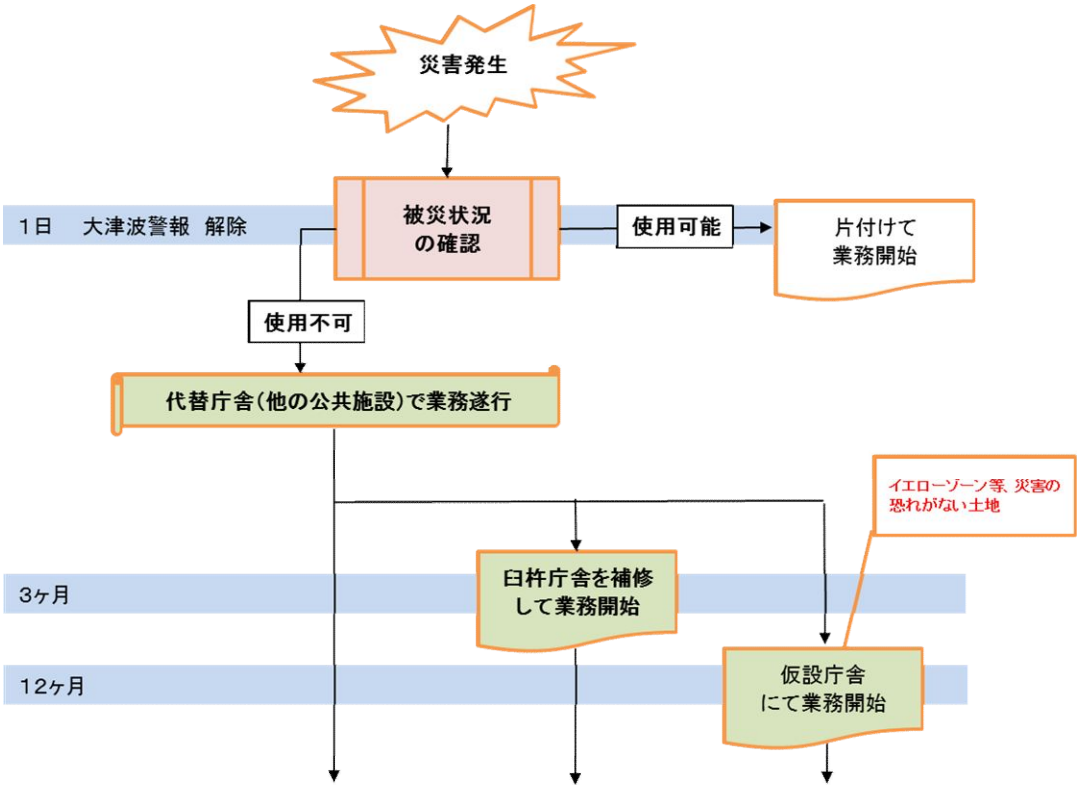


※仮設庁舎については、**建設しなくても既存の公共施設を活用する**ことも想定する。

## ２　臼杵庁舎等の現状把握

臼杵庁舎等の施設については、津波警報解除後に施設の被災状況を把握し、復旧・復興業務に使用出来るかの判断を行う。

・使用可の場合は、速やかに片づけを行う。

・使用不可の場合は、盗難防止対策の措置を行う。

## ３　代替庁舎の選定

臼杵庁舎等の施設について、使用不可となった場合（庁舎機能が損失した場合）には、事前に定めた代替庁舎（既存公共施設）にて災害対策本部等の体制確立及び復旧・復興業務ができる準備をする。

代替庁舎（既存公共施設）としては、以下の１０施設とする。

① 消防庁舎
② 市浜地区コミュニティセンター
③ 野津庁舎（大規模改修工事完了後）
④ 野津中央公民館
⑤ 野津保健センター
⑥ ほんまもんの里農業推進センター
⑦ 臼杵市清掃センター
⑧ 臼杵市文化財管理センター
⑨ 野津学校給食センター
⑩ 旧臼杵商業高校校舎（改修後）

※大規模改修工事完了後の野津庁舎において、大規模災害発生後も市民生活推進課の分掌事務に関しては、通常通り業務を行うものとする。

### （１）非常時優先業務に必要な施設･設備等の対策

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する地震が発生した際にはどの程度利用可能であるかを確認する。

その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強・代替手段等を検討していくこととする。

## （２）代替庁舎の安全性の確保

### １）耐震化等の状況

次の表のとおり。

| 施設名 | | 建築年 | 耐震対応済み | 災害種別 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 洪水 | 土砂災害警戒区域 | 高潮 | 地震 | 津波 | 火事 | 内水被害 | 液状化 |
| 消防庁舎 | | H25 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 市浜地区コミュニティセンター | | H27 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 野津庁舎 | 新館 | H2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 旧館 | S37 | × | | | | | | | | |
| 野津中央公民館 | | S60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 野津保健センター | | H2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ほんまもんの里農業推進センター | | H9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 臼杵市清掃センター | | S63 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 臼杵市文化財管理センター | | S60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 野津学校給食センター | | S63 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 旧臼杵商業高校校舎 | 管理 | S43 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 普通 | S41 | ○ | | | | | | | | |
| | 特別 | S42 | ○ | | | | | | | | |

### ２）執務環境の状況及び対策

全ての代替庁舎において、什器等の転倒・書架等の扉開放防止、ガラスの落下・飛散防止、天井等の落下対策について、取り組まれていないので、早急に取り組む必要がある。

## ４　復旧・復興業務時の執務室等の確保

臼杵庁舎等の施設について、使用不可となった場合（庁舎機能が損失した場合）の執務室の配置については、以下のとおりを基本とする。なお、被災状況等に応じて変更することはある。

消防庁舎３Ｆ会議室・・・・・・・・・・災害対策本部【復興対策本部】
消防庁舎・・・・・・・・・・・・・・・市長、副市長、教育長、理事、総務課、秘書・総合政策課、財務経営課
市浜地区コミュニティセンター・・・・ 被災者相談窓口、市民課、税務課、子ども子育て課、福祉課、保険健康課、高齢者支援課、同和人権対策課、
野津庁舎・・・・・・・・・・・・・・・使用不可
野津中央公民館・・・・・・・・・・・・市民生活推進課、会計課、契約検査課、農業委員会事務局、議会事務局、建設課、都市デザイン課、上下水道管理課、上下水道工務課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、総合行政委員会事務局、臼津広域連合事務局、議場
野津保健センター・・・・・・・・・・・農林振興課
ほんまもんの里農業推進センター・・・産業促進課、おもてなし観光課
臼杵市清掃センター・・・・・・・・・・環境課
臼杵市文化財管理センター・・・・・・文化・文化財課
野津学校給食センター・・・・・・・・・学校給食課
旧臼杵商業校舎・・・・・・・・・・・・受援に来た自治体職員の事務室

**※野津庁舎の旧館については、使用不可となることを前提**

（仮）【平成３２年度中（ライフライン等公共インフラ部署が旧臼杵商業高校校舎に移動、野津庁舎の改修が完了した場合）】

**消防庁舎３Ｆ会議室**「災害対策本部【復興対策本部】」
**消防庁舎**「市長」「副市長」「理事」「総務課」「秘書・総合政策課」「財務経営課」
**野津庁舎**「市民生活推進課」「農林振興課」「農業委員会事務局」「会計課」「産業促進課」「おもてなし観光課」「議会事務局」「総合行政委員会事務局」「臼津広域連合事務局」
**市浜地区コミュニティセンター**「被災者相談窓口」「市民課」「税務課」「同和人権対策課」
**旧臼杵商業高校校舎**「建設課」「上下水道管理課」「上下水道工務課」「都市デザイン課」「福祉課」「子ども子育て課」「保険健康課」「高齢者支援課」「契約検査課」
**野津中央公民館**「教育長」「教育総務課」「学校教育課」「社会教育課」「議場」
**臼杵市清掃センター**「環境課」
**臼杵市文化財管理センター**「文化・文化財課」
**野津学校給食センター**「学校給食課」
※「野津保健センター」「ほんまもんの里農業推進センター」については、受援に来た自治体職員の事務室として使用

# 第６節　電気、水道、食料等の確保

停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。

・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。

・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。

## １　電力

### （１）電力供給の被害想定並びに現状

商用電力は、発災後は当分の間、外部からの電源供給はないと想定され、復旧についても災害の規模によって大きく異なることが考えられる。

非常用発電設備については、次のとおり。

| 施設名 | | 非常用発電機台数 | 燃料 | 運転可能時間 | 起動方法 | 電力供給先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 消防庁舎 | 臼杵 | １基 | 軽油 950ℓ | 全館使用時 17h 部分使用時 72h | 自動と手動 | 消防庁舎の全ての電源を確保<br>※エアコンは、通信指令室、通信事務室、通信機械室、仮眠室（通信）、会議室のみ |
| | 野津分署 | １基 | 軽油 25ℓ | ３h | 自動と手動 | 野津分署の全ての電源を確保<br>※エアコンへの配電はなし |
| 市浜地区コミュニティセンター | | １基 | 軽油 700ℓ | 72ｈ | 自動と手動 | １００Ｖの全系統（電灯、コンセント）<br>エアコン、エレベータを除く、<br>ただし、100V ルームエアコンは可動 |
| | | 太陽光発電 | － | － | 自動 | 特定回路のみ<br>発電能力は、20.67kw<br>蓄電池は 33.7Kw |
| 野津庁舎 | | １基 | 軽油 47ℓ | ５h | 自動と手動 | 旧館１階及び２階、新館２階のＰＣ接続コンセント並びに非常用照明 |

| 施設名 | 非常用発電機 | 燃料 | 運転可能時間 | 起動方法 | 電力供給先 |
|---|---|---|---|---|---|
| 野津中央公民館 | １基 | 軽油40ℓ | ４h | 自動と手動 | 非常用照明と消防設備 |
| 野津保健センター | 無 | | | | |
| ほんまもんの里農業推進センター | １基 | 軽油32ℓ | ６h | 自動と手動 | ＰＣ接続コンセント、業務用冷蔵庫 |
| 臼杵市清掃センター | 無 | | | | |
| 臼杵市文化財管理センター | 無 | | | | |
| 野津学校給食センター | 無 | | | | |
| 旧臼杵商業高校校舎 | 無 | | | | |
| 臼杵市総合公園防災備蓄倉庫 | １基 | 軽油29ℓ | ４２H | 手動 | 照明・コンセント |
| 乙見ダム | １基 | 軽油490ℓ | ２４ｈ | 自動と手動 | 乙見ダムの全ての電源を確保<br>監視室照明、操作盤、通報装置及びゲート操作電源 |
| 臼杵庁舎 | １基 | 軽油700ℓ | ２８h | 自動と手動 | 防災情報システム中央制御室、PC 接続コンセント、電算室、サーバルーム、非常用照明 |

**（２）今後の対策**

消防庁舎は引き続き、適切な保守管理の徹底と運転時間を延長するために必要な燃料等の確保体制を構築する。発災後、行政機能の一部の部署は庁舎内で業務を行うことになるので、そのために必要な消費電力が確保されているか再度確認し、必要に応じて対策を講じていく必要がある。

野津庁舎は、改築後、全てのフロアーで行政機能の業務が行われることを想定し、全電力をまかなうことが出来る非常用発電装置の導入を行う。

市浜地区コミュニティセンターについては、発電機及び太陽光発電設備を完備しているが、発災後、一部の部署がセンター内で業務を行うことになるので、必要な消費電力が確保されているか再度確認する必要がある。

その他の施設は、非常用発電機は未設置または、設置はしているが能力が低いことから、代替庁舎としての機能を有するべく計画的に整備していく必要がある。

## ２　水道及び食料

### （１）水道供給の被害想定並びに現状

上水道施設が、直接被害を受けることも想定されるので、上水道の供給が止まることが想定される。

### （２）受水槽

現状は、次のとおり。

| 施設名 | | 状況 | 容量 | 緊急遮断弁の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 消防庁舎 | 臼杵 | 有 | 5 ㎥ | 無 | |
| | 野津分署 | 有 | 1.5 ㎥ | 無 | |
| 市浜地区コミュニティセンター | | 無 | | | |
| 野津庁舎 | | 有 | 4 ㎥ | 無 | |
| 野津中央公民館 | | 無 | | | |
| 野津保健センター | | 無 | | | |
| ほんまもんの里農業推進センター | | 有 | 30 ㎥ | 無 | |
| 臼杵市清掃センター | | 有 | 3 ㎥ | 無 | |
| 臼杵市文化財管理センター | | 無 | | | |
| 野津学校給食センター | | 無 | | | |
| 旧臼杵商業高校校舎 | | 有 | 8 ㎥ | 無 | 飲料不可 |
| 臼杵庁舎 | | 有 | 20 ㎥ | 有 | |

### （３）飲料水及び食料

非常時優先業務を行うための市職員用の飲料水及び食料は備蓄されていない。

### （４）今後の対応

受水槽がある施設については、水が庁舎被災後も確保できるよう、緊急遮断弁を設置し水の有効活用を行う。

被災者用の備蓄物資とは別に、３日から１週間分の職員用の水・食料の備蓄を行う。

## ３　トイレ及び消耗品

### （１）トイレ

臼杵地域の下水道処理施設は、臼杵湾に面しており、直接津波の被害を受けるため、機能の全面停止は避けられず、復旧についても長期化する。

よって、下水道処理区域にある代替庁舎については、水洗トイレの使用が不可となる。

野津庁舎及び野津分署は、地震の被害規模により、水洗トイレの使用が不可となる。

### （２）消耗品

用紙、トナー、トイレットペーパーについては、備蓄しているものはなく、通常業務の行う中での確保となっている。

### （３）今後の対応

市職員が非常時優先業務を行うためにも、トイレ及び消耗品の確保は重要である。

消防庁舎及び野津庁舎に、消耗品や携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄を行うとともに、発災後、協定締結団体からの調達システムの確立を図る。

トイレの衛生環境については、使用する職員の体調に大きく作用することから、特に重要と考えており、断水時等でも使用可能なトイレ施設の整備についても検討する必要がある。

その他の施設について、通常業務の範囲内で対応する機能しか整備しておらず、代替庁舎としての機能を発揮するような簡易トイレや消耗品等の備蓄を有していない。今後、計画的に整備していく必要がある。

## ４　公用車

### （１）現状の配置状況

公用車については、それぞれの施設で実質駐車（管理）している。低地にある公共施設に配備している現状の公用車台数は、次のとおり。

臼杵庁舎・・・・・・・・・・・・・・・８１台
（普 17 台、軽 54 台、ダンプ 3 台、バス７台※）
水道庁舎・・・・・・・・・・・・・・・１２台
（普１台、軽９台、ダンプ１台、給水車１台）
**※給水車は、臼杵消防庁舎に配置**
臼杵市民会館・・・・・・・・・・・・　１台（軽１台）
臼杵市中央公民館・・・・・・・・・・　３台（普１台、軽２台）
ちあぽーと・・・・・・・・・・・・・　２台（軽２台）
臼杵市歴史資料館・・・・・・・・・・　１台（普１台）
観光交流プラザ・・・・・・・・・・・　２台（普１台、軽１台）
臼杵図書館・・・・・・・・・・・・・　１台（軽１台）
臼杵学校給食センター・・・・・・・・　７台（配送車６台、軽１台）

※バス７台について、旧消防庁舎に３台、公共交通委託先に４台配置

### （２）今後の対応

非常時優先業務を進めていく上で公用車は欠かすことができない。そのため、公用車を津波被害から守る対策、又は公用車が津波被害を受けた場合を想定した対策を講じる必要がある。

その対策として、職員避難時に公用車も同時に高台に避難させることが考えられるが、道路の被災状況や市民の避難行動への影響等を考慮すると、被災時の公用車避難はリスクが高い。

そこで、具体的には、浸水を免れることができる駐車場の整備、又は可能な限り高台の駐車場確保、若しくは浸水することを想定した他団体や民間、個人からの借り上げや購入などによる公用車確保の対策が必要と考える。

野津庁舎で管理している公用車については、職員が参集した後、速やかに燃料を充填し非常時優先業務に対応するための準備態勢の確立が必要となる。

# 第７節　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等による固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。

・災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。

## １　固定電話の現状

野津庁舎、消防庁舎の現状は、次のとおりである。

### （１）野津庁舎

回線数は、１０回線あり、そのうち１回線が災害時優先電話となっている。

交換機は、１階に設置しており、転倒防止対策（アンカー固定）は未対応である。

停電対策として、自家発電機に接続している。さらに、１０回線は、交換機内の内蔵している電池により通話可能である。

### （２）消防庁舎

回線数は、２回線あり、そのうち１回線が災害時優先電話となっている。

交換機は、２階の通信機械室に設置しており、転倒防止対策（アンカー固定）済みである。

停電対策として、自家発電機に接続している。さらに、２回線は、交換機内の内蔵している電池により通話可能である。

消防庁舎３階会議室では、通話できる回線を５回線（未開示）引き込んでいる。また、切り替えることによって、臼杵市の代表電話（５回線）を受話することができる。

野津分署については、２回線あり、災害時優先電話にしていない。

交換機は、１階の書庫に設置しており、転倒防止対策（アンカー固定）済みである。

停電対策として、自家発電機に接続している。さらに、交換機内の内蔵している電池による通話も可能である。

### （３）その他の施設

通常業務の範囲内で対応する機能の設備しか整備しておらず、代替庁舎としての機能を有するべく計画的に整備していく必要がある。

## ２　公務用携帯電話の現状

市職員全てに配布しており、市長、副市長、教育長、管理職、防災危機管理室職員の公務用携帯電話は、災害時優先電話となっている。

### ３　衛星携帯電話の現状

臼杵市は１０回線分契約している。内訳は、臼杵庁舎（防災危機管理室）１台、市長車、野津庁舎（市民生活推進課）、消防庁舎通信指令室、消防署野津分署、にそれぞれ１台設置している。

臼杵市消防本部に配置している救急車４台及び指揮本部車１台にもそれぞれ設置している。

### ４　移動系無線機の現状

ＭＣＡ無線機について３台所有しており、臼杵庁舎（防災危機管理室）、乙見ダム管理室、消防庁舎通信指令室に設置している。

３５０MHz 帯のデジタルトランシーバーについて７台保有しており、消防庁舎に中継無線設備、３階大会議室に固定局を整備し、近距離の主な指定緊急避難場所（指定避難所）との通信手段として活用するものである。

### ５　防災行政無線の現状

臼杵地域と野津地域それぞれで操作卓があり統合されていない。さらに、野津地域の防災行政無線については、J-ALERT の自動機能装置に接続されていない。

アナログ波の使用期限が平成３４年１１月となっており、それ以降の使用については、不可となっている。

### ６　特設公衆電話の現状

平成２９年２月６日に西日本電信電話株式会社と「特設電話の設置等に関する協定書」を締結している。特設公衆電話とは、停電時でもＮＴＴビルから電力の供給があり、使用可能な発信専用電話であり、災害発生時には通信手段の一つとなる。

協定先である西日本電信電話株式会社は、ローゼット（電話機の線を差し込む場所）を整備しており、電話機本体は臼杵市が準備することとなっている。

整備済みの施設は、以下のとおりである。

| 施設名及び回線数 | 施設名及び回線数 |
|---|---|
| 西中学校（2 回線） | 田野地区公民館（2 回線） |
| 諏訪山体育館（2 回線） | 松ヶ岳地区公民館（1 回線） |
| 臼杵市中央公民館（2 回線） | 旧西神野小学校（1 回線） |
| 福良ヶ丘小学校（2 回線） | 上浦・深江地区コミュニティセンター（1 回線） |
| 市浜地区コミュニティセンター（2 回線） | 【ローゼット】 |
| 野津中央公民館（2 回線） | |
| 南野津地区公民館（2 回線） | |
| 下南小学校体育館（2 回線） | |
| 宮本地域体育館（1 回線） | |
| 市浜小学校体育館（2 回線） | |

## ６　今後の対応

各庁舎にある固定電話について、電話交換機の転倒防止策等、故障・破損防止策の実施が必要である。

公務用携帯電話の災害時優先電話について、退職や異動等により変更が必要である。

衛星携帯電話については、充電等の状況を把握する必要がある。また、曇天時等、通信環境が天候に左右されることもあり、さらなる普及については検討する必要がある。

ＭＣＡ無線機は、通信可能な範囲が広く、主たる施設間との連絡手段の多重化を図っていくためにも有効な機器であることから、今後も継続して配置していく。

IP 無線機について、ランニングコストが比較的安価で通信可能な範囲も広いことから、孤立集落となりえる自治会との通信環境の改善が図ることが期待できる機器として、計画的に設置を検討する必要がある。

３５０MHz 帯のデジタルトランシーバーは、近距離用の通信機器として活用を考えており、臼杵公園には設置したが、多くの指定緊急避難場所（指定避難所）には、未配置となっているので計画的に配置する必要がある。

これらの通信機器について、市職員の利用方法習得状況も考慮し、定期的に訓練及び操作習得学習会を開催する。

防災行政無線の更新については、臼杵地域と野津地域との操作卓を統合するなど、平成３０年度に着手し、平成３２年中には完了となる予定であり、屋外拡声子局と親局との双方向通信が可能となる。

特設公衆電話については、避難者の通信手段の一つとして活用が見込めるので、協定先である西日本電信電話株式会社と協議を行いながら、大規模災害発生後、避難者が多数避難するであろう市の指定避難所に計画的に整備する必要がある。

ＭＣＡ無線機

デジタルトランシーバー

衛星携帯電話

# 第８節　重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。

・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。

## １　主な行政データ

重要な行政データについては、住基ネットワークシステムや住民税課税支援システムなど４３システムとなり、詳細については、資料編を参照。

## ２　現状

### （１）野津庁舎

総合行政システムのバックアップサーバについては、アンカーにて固定している。

電力が確保できれば、高い確率で稼動が可能である。ただし、当該サーバに問題がなかったとしても、庁舎内のネットワーク機器等が故障した場合は、接続不可となり利用できない。

### （２）データセンター（市外）

データのバックアップサーバについては、アンカーにて固定している。

電力が確保できれば、高い確率で稼動が可能である。ただし、当該サーバに問題がなかったとしても、当該データセンターから庁舎までの通信機器等が故障した場合は、接続不可となり利用できない。

### （３）データセンター（市内）

データのバックアップサーバについては、アンカーにて固定している。

電力が確保できれば、高い確率で稼動が可能である。ただし、当該サーバに問題がなかったとしても、当該データセンターから庁舎までの通信機器等が故障した場合は、接続不可となり利用できない。

### （４）パソコン、ＯＡ機器

全ての代替庁舎においては、職員が復旧・復興業務を行うためのパソコン等の配置はされていない。

### （５）庁内メール、インターネットメール及び閲覧

情報系サーバが正常に可動、通信線の断線がない、ネットワーク機器への電力確保等、条件が揃っている場合のみ使用可能となる。

## ３　課題

サーバ等の機器が稼動しても、通信線や電力など正常な通信環境がなければ利用できない。

通信障害が発生したときは、「機器の故障」、「通信経路の断線」、「経路間での電力供給状況」等、原因が多岐にわたり、一つずつ取り除かなければならない。

特に、通信系の断線の場合、専門業者によらなければ修復できず、復旧により多くの時間がかかることが課題となる。

職員用パソコンに保存されているデータについては、バックアップがほとんどされていないことから非常時優先業務を行う際には、相当な不都合が考えられる。

## ４　対応策

総合行政システム機器においては、冗長化（２重化）を行い、正副２つのサーバとして稼働させているため、 片方だけが故障した場合でも正常に稼働する 。

情報系サーバを設置しているデータセンターにおいては、商用電源を２系統の変電所から受電できるようにしており、片方の変電所系統だけが停止しても正常に受電できる。

臼杵庁舎及び情報系サーバを設置しているデータセンターまでの通信線においては豊の国ハイパーネットワークのループ化に加え、民間の商用回線を契約し、複線化しているため、豊の国ハイパーネットワークが断線しても民間の回線が稼働していれば、窓口業務等一部機能は正常に稼働できる。

職員用パソコンに保存されているデータについては、保存のあり方など対策を考えていく必要がある。

また、紙のみで保存されている重要な情報については、データ化するなど被災後の通常業務に支障をきたすことのない対応をとる必要がある。

# 第９節　非常時優先業務の整理

非常時に優先して実施すべき業務を整理する。

・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

## １　対象期間

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも１か月（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務とする。

## ２　対象業務の範囲

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「**応急業務**」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる（図 1-4）。

発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源（以下「必要資源」という。）を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

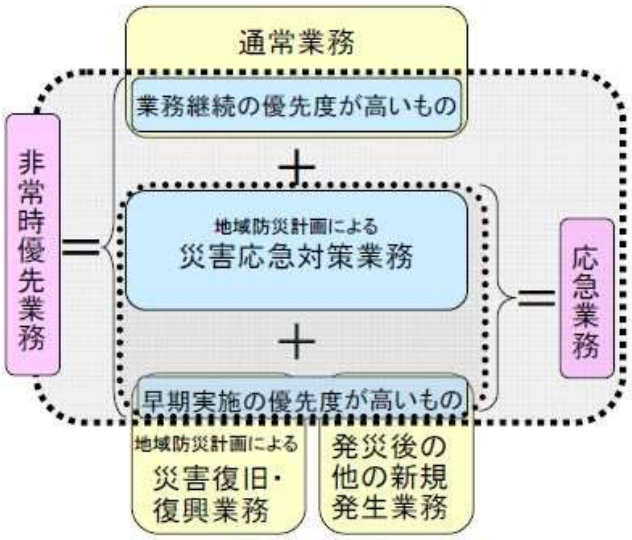


図 1-4　非常時優先業務のイメージ

### （１）災害応急対策業務

市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、「臼杵市地域防災計画」災害対策本部の各対策班の分掌事務とする。

### （２）業務継続の優先度が高い業務

平常時の通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

### （３）早期実施の優先度が高い業務

災害普及・復興業務並びに発災後の他の新規発生業務のうち、早期実施の優先度が高い業務とする。

## ３　非常時優先業務の選定及び基準

### （１）非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定は、以下のとおり行う。

① 「非常時優先業務」は、発災後遅くとも１か月以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。

② 災害応急対策業務に係る内容については、「臼杵市地域防災計画」に掲げる所掌事務を基本として、地震・津波災害発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。

③ 継続通常業務に係る内容については、「臼杵市行政組織規則」「臼杵市教育委員会事務局組織規則」「臼杵市議会事務局処務規程」など、行政委員会事務局及び公営企業等にて定めている、事務分掌及び所掌事務を基本として、特に特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

表　業務の区分と内容

| 必要度 | | 内　容 |
|---|---|---|
| 非常時優先業務 | 災害応急対策業務 | ○ 災害発生時に行う業務<br>・地域防災計画「災害応急対策計画」における業務<br>・地域防災計画「災害復旧・復興計画」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務<br>（例）災害見舞金、災害弔慰金、支援金等の支給、市税等の減免など |
| | 継続通常業務 | ○ 通常業務のうち、業務の規模を縮小する方法を工夫する等により続行する業務<br>・市民の生命・健康・財産を守る業務<br>・市の意思決定に必要な業務<br>・その他、休止することができない業務<br>（例）死亡届・出生等の戸籍受付、議会に関する業務 など |
| 休止業務 | | ○ 通常業務のうち、休止・延期する業務<br>・一定期間（１か月超）先送りすることが可能な業務<br>・災害復興までの間、休止・延期することがやむをえない業務<br>（例）職員研修、地域懇談会 など |

- 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては以下の点に留意する。
  (ア)地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
  （イ）今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から設定する。
- 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模地震等が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れる。

### （２）業務開始目標時間の目安

業務開始目標時間の目安は、次表のとおりとする。

表　業務開始目標時間別の業務の整理基準表

| 業務開始目標時間 | 該当する業務の考え方 | 代表的な業務例 |
|---|---|---|
| 3 時間以内（※１） | ・職員及び家族の安全確保<br>・初動体制の確立<br>・被災状況の把握<br>・救助・救急の開始<br>・避難所の開設 | a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等）<br>b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）<br>c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）<br>d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）<br>e. 避難所の開設、運営業務<br>f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等） |
| 1 日以内 | ・応急活動（救助・救急以外）の開始<br>・避難生活支援の開始<br>・重大な行事の手続き | a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）<br>b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）<br>c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等）<br>d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）<br>e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）<br>f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）<br>g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） |
| 3 日以内 | ・被災者への支援の開始<br>・他の業務の前提となる行政機能の回復 | a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等）<br>ｂ. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）<br>ｃ. 業務システムの再開等に係る業務 |
| 2 週間以内 | ・復旧・復興に係る業務の本格化<br>・窓口行政機能の回復 | a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）<br>b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）<br>c. 教育再開に係る業務<br>d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）<br>e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等） |
| 1 ヶ月以内 | ・その他の行政機能の回復 | a. その他の業務 |

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）・H28.2

※１実情に応じて 12 時間以内の区分（例：備蓄の払い出し）や１ 週間以内の区分（例：民間賃貸住宅の空き室情報の入手）を設けることなども考えられる。

### （３）非常時優先業務の選定結果

災害応急対策業務にあたる分掌事務並びに各部署の事務分掌を再検討した結果、業務開始目標時間ごとの非常時優先業務については次のとおりの業務数となった。

なお、非常時優先業務の詳細については、資料編を参照。

- ３時間以内に取り組む業務……６７業務
- １日以内に取り組む業務……８９業務
- ３日以内に取り組む業務……６８業務
- ２週間以内に取り組む業務……５５業務
- １月以内に取り組む業務……１２業務

# 第１０節　業務継続体制の向上

## １　教育・訓練

的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日ごろより全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

### （１）訓練（計画的に実施）

① 避難訓練：職員の避難、来客等の避難誘導
② 連絡訓練：緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
③ 参集訓練：勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
④ 図上訓練：業務継続計画等に基づいた災害対策業務実施の手順確認
⑤ 意思決定訓練：事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

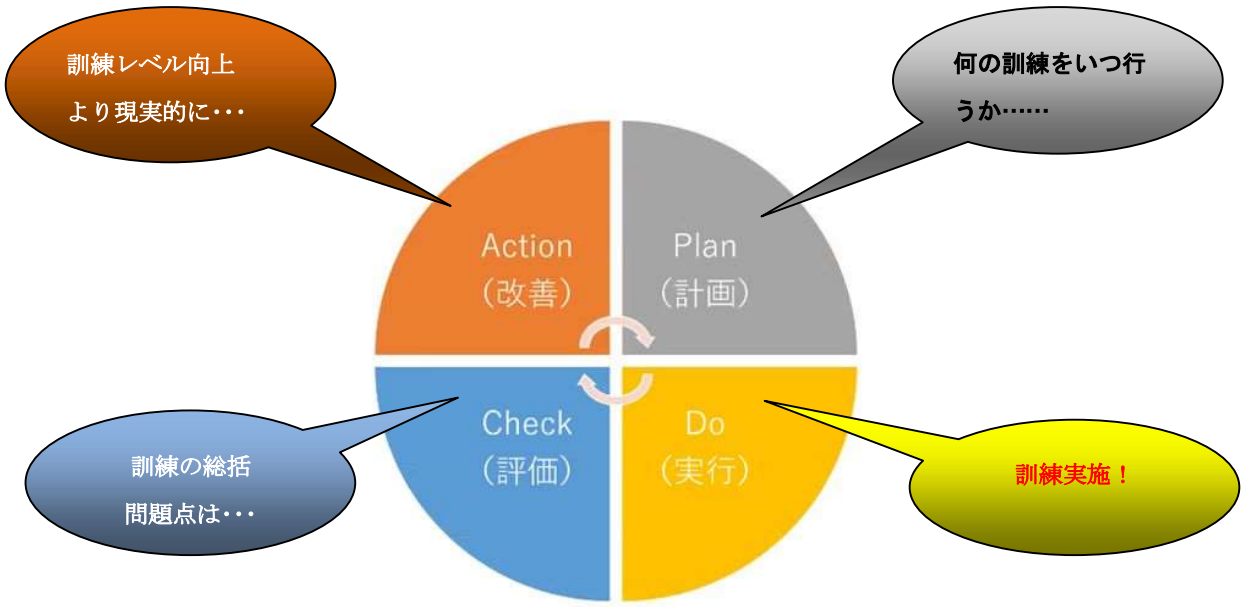


## ２　計画の点検・見直し

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初より完全な計画及び体制となるものではない。発災時に実際に機能する計画とするために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直しを行っていくものとする。
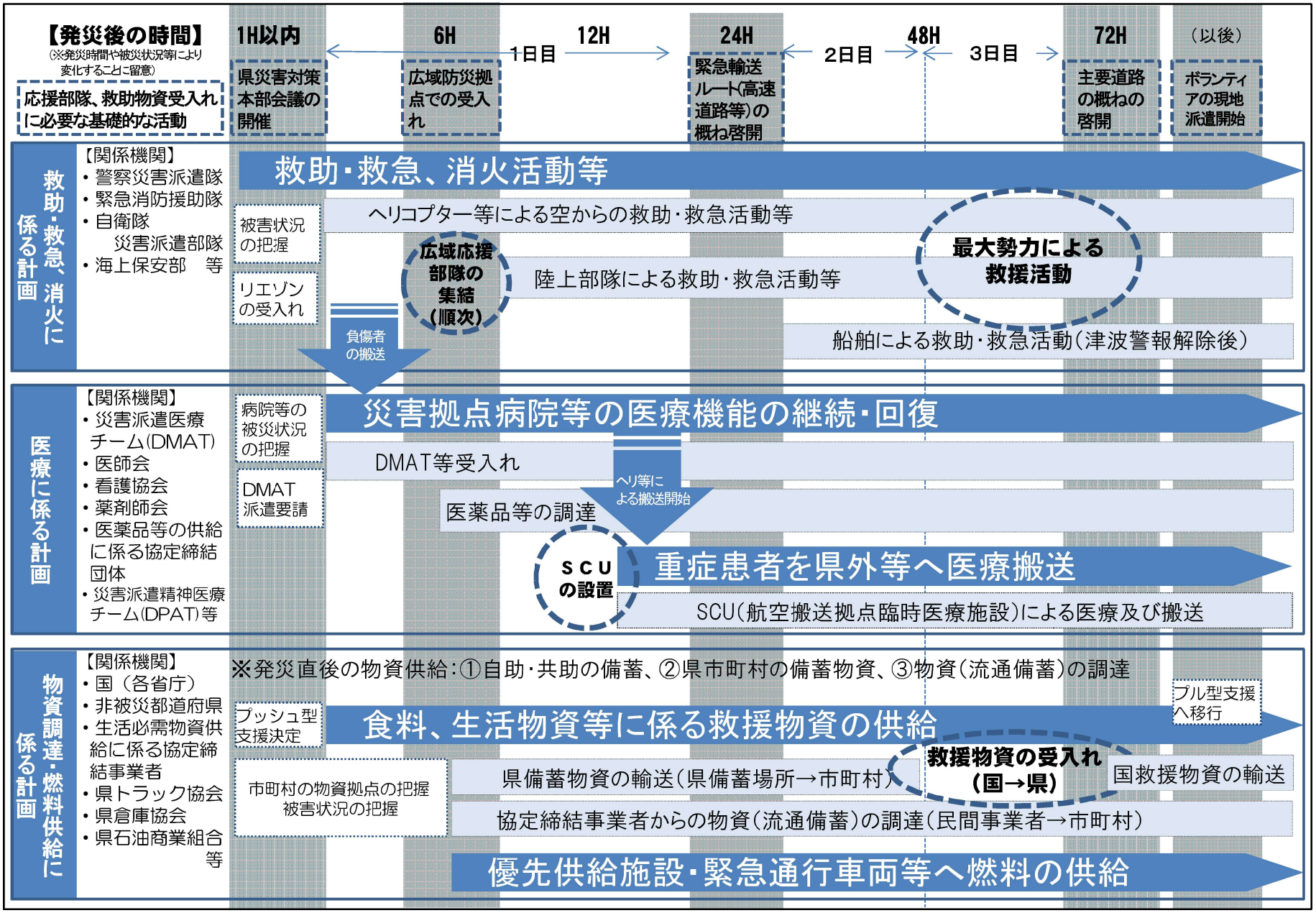
## 県の主な応急対策活動のタイムライン（イメージ）